

嘉手納町人口減少対策検討業務 仕様書

1.業務名

- ・嘉手納町人口減少対策検討業務

2.期間

- ・契約締結日～令和3年11月30日（火）

3.目的

本町の喫緊の課題は人口減少と少子高齢化への対応である。子育て支援や定住促進事業に力を入れて対策を講じているが、人口減少が続いている状況である。国立社会保障・人口問題研究所によれば、2045年における本町の推計人口は、12,191人（※令和3年2月末日13,385人）まで減少するとされ、本島中部で唯一人口の減少が続いている地域である。早期にみらいを見据えた長期的、短期的な計画のもと、施策を実行し、対策を講じていく必要がある。

本業務は、本町の人口減少を分析し、令和4年度以降に取り組むべき施策を示し、人口減少対策「実行プラン（仮称）」として、実現性の高い施策を立案することを目的とする。

4.業務の概要

（1）人口減少対策の施策立案

1.データの分析

データサイエンスに関するスキルをもつ大学教員やまちづくり等の外部の専門家を活用し、本町をフィールドとした人口減少の実態等の調査分析及びデータに基づく効果的な施策の提案を受けることにより、※1 EBP M（エビデンスに基づく施策立案）の手法に基づき、人口減少対策を立案すること。

※1）政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくもの。

2.庁舎内検討委員会の運営支援

実現性の高い人口減少対策を実施するため、課長級から構成する検討委員会の運営を行うこと。

3.人口減少対策検討部会の運営支援

実効性の高い人口減少対策を実施するため、係長級から構成する部会の運営を行うこと。

4.子育て世帯へのヒヤリング調査

統計データから把握出来ない課題を抽出するため、子育て世帯に対しヒヤリング、インタビュー調査を行う。

(2) 人口減少対策ワーキングチームの支援

主任主事級から構成するワーキングチームにおいて、人口減少対策の立案に向けた研修及び取組を支援すること。

5.業務の内容

(1) 人口減少対策の施策立案

1.データの分析

- ・国勢調査や人口動態調査など、国及び県・市町村が公開している統計データなどを活用し、必要な2次分析を行うとともに、中長期的な推移や近隣市町村との比較分析を行い、本町の人口減少の特徴や課題をデータに基づき整理する。
- ・子育て世帯に対し、①保育／教育 ②居住環境（基地被害も含む）
③公共サービス ④医療についてヒヤリング調査やインタビューを行い、統計データでは把握出来ない課題を抽出し、分析を行う。

(対象人数：60名以上)

2.データの分析の結果に基づく新たな人口減少対策の提案

- ・他の地域など、モデルケースとなる情報を収集・整理する。なお本町の社会構造や我が国の社会保障制度を考慮し、本町において、実現可能な事例に限る。
- ・新たな提案については、国の法令等に基づき一律に実施するものではなく、本町において、実現可能な施策を提案する。

3.庁舎内検討委員会の運営支援

- ・実現性の高い人口減少対策を実施するため、庁舎内検討委員会の運営を行い、庁舎内での合意形成を図り、令和4年度以降の予算編成に反映させる。

(開催回数3回以上)

4.人口減少対策検討部会の運営支援

- ・実現性の高い人口減少対策を実施するため、人口減少対策部会の運営を行い、庁舎内検討委員会と連携を図り、令和4年度以降の予算編成に反映させる。

(開催回数3回以上)

(2) 人口減少対策ワーキングチームの運営

①対象者

- ・主任主事級以上 15名程度

②実施場所

- ・嘉手納町役場

③開催回数

- ・基礎研修2回（町にて実施） ・施策立案研修2回（受託者）
- ・発表2回（受託者）

④留意点

- ・基礎研修は、本町において研修を行う。
- ・施策立案研修は、「施策立案に向けた基礎研修」を受託者にて行う。
- ・施策立案は、「子育て」「教育」「住環境」をテーマとして実施する。
なお施策立案は、課題や財源を念頭に本町において実現性があるものとする。
- ・発表について、中間発表及び最終発表を行う。

⑤開催回数・・・4回以上

6.経費

①直接人件費

②直接経費（旅費交通費、謝金、消耗品、印刷製本費2部、報告書電子データ1部）

③一般管理費

7.留意事項

- ・業務の遂行状況については、随時報告を行うこと。
- ・業務の遂行に際して必要な旅費等は契約金額に含むものとする。
- ・業務の遂行に際して必要な資料等は、受託者において手配するものとし、費用は契約金額に含むものとする。
- ・委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密情報や個人情報などについては、厳重に取り扱うこと。

8.著作権

本業務における制作物の著作権は、本町に帰属するものとする。また、第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

9.協議

この仕様書について疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本町と協議すること。